

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第５項中「平成３０年度分及び平成３１年度分」を「令和２年度分及び令和３年度分」に、「平成３０年４月１日現在」を「令和２年４月１日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規約は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第５項の規定は、令和２年度分以降の変更後の規約第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改 正 案	現 行								
第1条～第19条（略）	第1条～第19条（略）								
附 則	附 則								
1～4（略）	1～4（略）								
5 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u> の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中	5 <u>平成30年度分及び平成31年度分</u> の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
備考	備考								
1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。	1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。								
2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。								
とあるのは、	とあるのは、								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td><td>100パーセント</td></tr> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント								

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成30年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

<u>(経過措置)</u> <u>2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</u> 別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
--	----------------------